

霧島市条例第2号
平成31年2月27日

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。